



鳥取県公報

平成17年10月20日(木)
号外第166号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (789) (経営支援課)	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (790) (＃)	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (791) (水産課)	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (792) (＃)	4

告 示

鳥取県告示第789号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年10月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。）を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
略		略	

鳥取県告示第790号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成17年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前						
中山間地域活性化資金の種類等			貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等				
					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号及び第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7000万円以下の部分	6年以内	年1.55パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント	6年以内	年0.9パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント	
			6年超7年以内	年1.2パーセント以内	略		6年超7年以内	年1.0パーセント以内	略		
			7年超8年以内	年1.3パーセント以内	略		7年超8年以内	年1.1パーセント以内	略		
			8年超9年以内	年1.4パーセント以内	略		8年超9年以内	年1.2パーセント以内	略		
			9年超10年以内	年1.5パーセント以内	略		9年超10年以内	年1.3パーセント以内	略		
			10年超11年以内	年1.6パーセント以内	略		10年超11年以内	年1.4パーセント以内	略		
			11年超12年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	11年超12年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
			12年超13年以内	年1.7パーセント以内	略		12年超13年以内	年1.5パーセント以内	略		
			13年超14年以内	年1.8パーセント以内	略		13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略		
			14年超15年以内	年1.8パーセント以内	略		14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略		
	イ 貸付金		6年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	イ 貸付金	6年以内	年1.5パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント

2 保 健 機 能 増 進 施 設 整 備 資 金	(1) 大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金 のうち 2 億 7 0 0 0 万 円 以 下 の 部 分	6年超7年以内	年1.45パーセント以内	略	
			7年超8年以内	年1.55パーセント以内	略	
			8年超9年以内	年1.65パーセント以内	略	
			9年超10年以内	年1.75パーセント以内	略	
			10年超11年以内	年1.85パーセント以内	略	
			11年超12年以内	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
			12年超13年以内	年1.95パーセント以内	略	
			13年超14年以内	年2.05パーセント以内	略	
			14年超15年以内	年2.05パーセント以内	略	
			6年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			6年超7年以内	年1.7パーセント以内	略	
			7年超8年以内	年1.8パーセント以内	略	
			8年超9年以内	年1.9パーセント以内	略	
			9年超10年以内	年2.0パーセント以内	略	
	10年超11年以内	年2.1パーセント以内	略			
	11年超12年以内	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント			
	12年超13年以内	年2.2パーセント以内	略			
	13年超14年以内	年2.3パーセント以内	略			
	14年超15年以内	年2.3パーセント以内	略			
	(2) 大企業に貸し付 ける場合	イ 貸付金 のうち 2 億 7 0 0 0 万 円 を 超 え る 部 分	6年以内	年1.15パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
6年超7年以内			年1.2パーセント以内	略		
7年超8年以内			年1.3パーセント以内	略		
8年超9年以内			年1.4パーセント以内	略		
9年超10年以内			年1.5パーセント以内	略		
10年超11年以内			年1.6パーセント以内	略		
11年超12年以内			年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
12年超13年以内			年1.7パーセント以内	略		
13年超14年以内			年1.8パーセント以内	略		
14年超15年以内			年1.8パーセント以内	略		
6年以内			年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	
6年超7年以内			年1.45パーセント以内	略		
7年超8年以内			年1.55パーセント以内	略		
8年超9年以内			年1.65パーセント以内	略		
9年超10年以内	年1.75パーセント以内	略				
10年超11年以内	年1.85パーセント以内	略				
11年超12年以内	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント			
12年超13年以内	年1.95パーセント以内	略				
13年超14年以内	年2.05パーセント以内	略				
14年超15年以内	年2.05パーセント以内	略				
3 生活環境施設整備資金			25年以内	年1.7パーセント以内	略	

備考 略

2 保 健 機 能 増 進 施 設 整 備 資 金	(1) 大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金 のうち 2 億 7 0 0 0 万 円 以 下 の 部 分	6年超7年以内	年1.25パーセント以内	略	
			7年超8年以内	年1.35パーセント以内	略	
			8年超9年以内	年1.45パーセント以内	略	
			9年超10年以内	年1.55パーセント以内	略	
			10年超11年以内	年1.65パーセント以内	略	
			11年超12年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
			12年超13年以内	年1.75パーセント以内	略	
			13年超14年以内	年1.85パーセント以内	略	
			14年超15年以内	年1.85パーセント以内	略	
			6年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
			6年超7年以内	年1.5パーセント以内	略	
			7年超8年以内	年1.6パーセント以内	略	
			8年超9年以内	年1.7パーセント以内	略	
			9年超10年以内	年1.8パーセント以内	略	
	10年超11年以内	年1.9パーセント以内	略			
	11年超12年以内	年1.9パーセント以内	年0.85パーセント			
	12年超13年以内	年2.0パーセント以内	略			
	13年超14年以内	年2.1パーセント以内	略			
	14年超15年以内	年2.1パーセント以内	略			
	(2) 大企業に貸し付 ける場合	イ 貸付金 のうち 2 億 7 0 0 0 万 円 を 超 え る 部 分	6年以内	年0.65パーセント以内	年2.1パーセント	年1.25パーセント
6年超7年以内			年0.75パーセント以内	略		
7年超8年以内			年0.85パーセント以内	略		
8年超9年以内			年0.95パーセント以内	略		
9年超10年以内			年1.05パーセント以内	略		
10年超11年以内			年1.15パーセント以内	略		
11年超12年以内			年1.15パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	
12年超13年以内			年1.25パーセント以内	略		
13年超14年以内			年1.35パーセント以内	略		
14年超15年以内			年1.35パーセント以内	略		
6年以内			年0.9パーセント以内	年1.8パーセント	年1.0パーセント	
6年超7年以内			年1.0パーセント以内	略		
7年超8年以内			年1.1パーセント以内	略		
8年超9年以内			年1.2パーセント以内	略		
9年超10年以内	年1.3パーセント以内	略				
10年超11年以内	年1.4パーセント以内	略				
11年超12年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント			
12年超13年以内	年1.5パーセント以内	略				
13年超14年以内	年1.6パーセント以内	略				
14年超15年以内	年1.6パーセント以内	略				
3 生活環境施設整備資金			25年以内	年1.5パーセント以内	略	

備考 略

鳥取県告示第791号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成17年10月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成17年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

貸付利率	利子補給率
年1.7パーセント	略

貸付利率	利子補給率
年1.5パーセント	略

鳥取県告示第792号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成17年10月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」とい。）を号外改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.325パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.125パーセント	略
その他の資金	年1.7パーセント	略	その他の資金	年1.5パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.7パーセント	略		年1.5パーセント	略	